

埼玉県警察本部訓令第10号

埼玉県警察鑑識技能検定規程を次のように定める。

昭和32年9月1日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察鑑識技能検定規程

(概要)

本訓令は、埼玉県警察における職員の鑑識技能検定に関し、

- 検定の実施
- 合格者の決定
- 合格者の報告及び通知

等必要な事項を定めている。